



# だいえい

## 教育資金贈与専用口座



### 「教育資金贈与専用口座」のポイント

祖父母さま等直系尊属の方が **30歳未満のお孫さま等へ教育を目的に利用した額(1,500万円が上限)が非課税** になります。

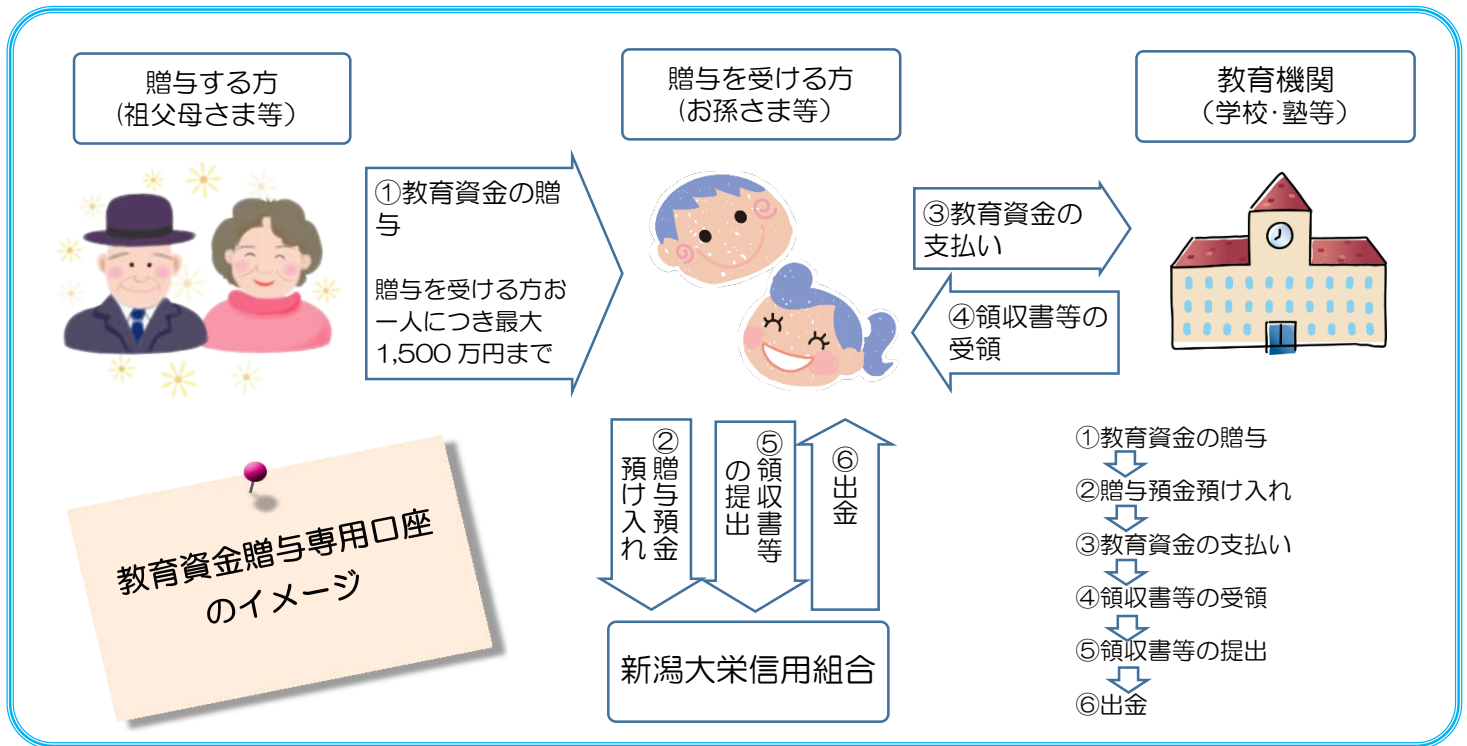
**学校等以外のもの** (塾や習い事等)に支払われる教育資金のうち一定のものについては、上限 1,500 万円の範囲内で最大 500 万円まで非課税となります。

お預け入れは、**平成 31 年 3 月 29 日(金)まで** の贈与が対象です。

教育資金に支払ったものの **領収書等を提出** していただきます。

平成 28 年 1 月より、教育資金として支払った金額が 1 回あたり 1 万円 (消費税込) 以下で、かつ、その年中 (1 月 1 日から 12 月 31 日) における合計支払金額が 24 万円 (消費税込) 以下のお支払いについては、領収書等の提出にかわり、支払年月日や支払先、支払金額等必要な項目を記載した書類をご提出いただくことで払出手続きが可能となりました。

口座の開設はお孫さま等お一人につき **1 金融機関かつ 1 支店** に限定されます。



### 非課税措置の対象となる教育資金の範囲

学校等に対して直接支払われる金銭

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費等

学校等以外の者への支払いで非課税措置の対象となる費用

学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等、学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等、通学定期代、留学渡航費等(平成 27 年 4 月 1 日以降に支払われたもののみ対象)

※詳しくは文部科学省ホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)



## 新潟大栄信用組合

<http://www.niigata-daiei.shinkumi.jp/>

平成 28 年 4 月 1 日現在

## ○商品概要

商品名	だいえい教育資金贈与専用口座
ご利用いただける方	直系尊属と書面にて贈与契約を締結している 30 歳未満の個人
対象預金	普通預金 ※本預金は A T M、口座振替でのお引出し及び振込でのお預入は、お取扱いたしません。 ※口座開設時に教育資金管理特約を締結させていただきます。
お預入れ期限	平成 31 年 3 月 29 日(金)
口座開設方法	お近くの当組合窓口でお申込みいただけます。
お預入れ方法	本預金の口座開設店の窓口で申告書等のご提出とともにお預入れいただけます。
最低お預入れ額	10 万円以上（1 円単位）
お預入れ限度額	1, 500 万円（利息はお預入れ限度額に含みません）
お引き出し方法	教育資金の支払を行った後に口座から引き出すこととなります。 ■教育資金支払後口座引出方式 ご提出いただく領収書等に基づき、本預金の口座開設店の窓口で以下の方法によりお引出し いただく方式です。 ①領収書払い 教育資金を支払い後、当該領収書等を当組合にご提出いただき、領収書等の金額を上限にお引 出しいただく方法 ※領収書等は、領収書等に記載の支払年月日から 1 年を経過する日までに当組合へご提出ください。 ②振込払い 教育資金の支払いについての請求書等および当組合所定の払戻請求書をご提出いただき、本 口座からお引出しのうえ、支払先へお振込みする方法 専用口座から出金された後に、学校等へ振込をされる場合は、授業料納付書等により、資金使 途、支払先が確実なものに限定させていただきます。（お振込みにかかる手数料は、教育資金 に該当しませんので、本口座とは別のご資金によりお支払いいただきます。）
終了事由	下記のいずれか早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約い ただきます（通常の預金口座として引続きご利用いただくことはできません）。 1. お孫さま等が 30 歳になられた場合 2. お孫さま等が亡くなられた場合 3. 残高が 0 円となり、お孫さま等と当組合で契約終了の合意があった場合
利息	普通預金の店頭表示利率を適用します
手数料	管理手数料は無料です。

## ○口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意点
お孫さま等およびご 来店者さまのご本人 確認書類(原本)	保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付）等 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまのご本人確認書類およびお孫さま等と親権者さま の関係がわかる確認書類（住民票等）も必要となります。 ※お孫さま等が 30 歳以上の場合、本預金は作成できません。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・ 住民票謄本等(原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系 尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただきます。 ※戸籍謄本は、「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。くわしい取得方 法等につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認ください。よう願ひ致します。
贈与契約書 (原本)	あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契 約書の原本をご提示いただきます（写しをとらせていただき原本をお返しいたします）。 ※贈与契約日から 2 ヶ月以内に本預金にお預入れいただく必要がございますのでご注意ください い。 ※贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
教育資金非課税申告 書(原本)	非課税措置の適用を受ける金額（お預入れ金額と同額である必要があります）等を記載してい ただきます。申告書は当組合より税務署に提出いたします。 用紙は店頭にご用意しております。また、国税庁のホームページからダウンロードすることも できます。 ※「学校等」に対して直接支払われる教育資金については、上限 1,500 万円まで、「学校等以 外の者」に直接支払われる教育資金については上記 1,500 万円のうち最大 500 万円までと なります。詳しくは後記5または文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課 税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。 ※文部科学省ホームページ <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm</a>